

防衛大臣直轄部隊長
総隊直轄部隊長
北空直轄部隊長
中空直轄部隊長
西空直轄部隊長
南西空直轄部隊長 殿
支援集団直轄部隊長
教育集団直轄部隊長
開発集団直轄部隊長
機関の長

航空幕僚長
(公印省略)

職務発明に関する業務処理について（通達）（登録外報告）

標記について、職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号。以下「訓令」という。）、防衛省における職務発明に係る利益実績の算定手続及び補償金の算定等について（通達）（防管開第2908号14. 3. 29。以下「算定通達」という。）、職務発明に関する訓令の実施要領について（通達）（装技振第5250号令和4年3月31日。以下「要領通達」という。）及び職務発明に関する訓令の細部実施要領について（通知）（装技振第5251号令和4年3月31日。以下「細部要領通知」という。）に基づく手続を適切に実施するため、職務発明に関する業務処理要領を別紙のとおり定めたので、これによらるたい。

なお、職務発明の実施に伴う業務処理について（通達）（空幕技1第56号53. 5. 31）（航空自衛隊報第221号掲載）は廃止する。

- 添付書類：1 別紙「職務発明に関する業務処理要領」
2 防管開第2908号（14. 3. 29）
3 装技振第5250号（令和4年3月31日）
4 装技振第5251号（令和4年3月31日）

配布区分：000（宛先を除く。）、500（宛先を除く。）

分類番号：F-10-130

保存期間：10年

保存期間満了時期：2033. 3. 31

作成年度：2022年度

枚数：7枚

開示判断：開示

職務発明に関する業務処理要領

1 趣旨

訓令、算定通達、要領通達及び細部要領通知に基づく手続を適切に実施するため、職務発明の届出及び補償金の支払い等に必要な航空自衛隊における業務処理要領を定めるものである。

2 用語の意義

この要領に掲げる用語の意義は、訓令、算定通達、要領通達及び細部要領通知に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 部隊等

編合部隊、編制部隊及び機関をいう。

(2) 部内実施装備品等

算定通達第1項第1号に規定する特許発明の国内における実施を伴う物をいう。

3 職務発明に関する業務の窓口

細部要領通知第2項第1号の課長等は、科学技術官とする。

4 国有特許権等の確認

防衛省が保有する特許権及び意匠権（以下「国有特許権等」という。）は、防衛装備庁部内ホームページにより確認するものとする。

5 職務発明の届出に係る手続

(1) 部隊等の長は、隊員が職務に関連して発明をした場合、当該隊員に訓令第3条の発明届の案文及び細部要領通知別添第3項に定める書類の案文を作成させた後、それらを科学技術官へ通知する。

(2) 科学技術官は、前号の通知を受けた場合、細部要領通知別添第4項に基づき、防衛装備庁技術戦略部技術振興官付知的財産管理運営室と事前に調整し、その結果を部隊等の長へ通知する。

(3) 部隊等の長は、前号の通知を受けた場合、必要に応じて発明者に修正を行わせた後、訓令第3条の発明届及び細部要領通知別添第3項に定める書類を航空幕僚長（科学技術官気付）へ通知する。

6 職務発明の認定結果等の通知

訓令第4条及び第5条の規定に基づく航空幕僚長から発明者への通知は、部隊等の長を通じて行うものとする。

7 不服の申立て

- (1) 部隊等の長は、前項の通知（特許出願することが防衛省の業務上必要であると決定した場合の通知を除く。）の内容について発明者が不服を申し立てる場合、当該通知を受けた日の翌日から起算して45日以内に航空幕僚長（科学技術官気付）に審査請求を進達する。
- (2) 航空幕僚長は、訓令第6条第3項の裁決の結果の通知を受けた場合、速やかに部隊等の長を通じて発明者へ通知する。

8 特許出願後の手続

航空幕僚長は、防衛装備庁長官から訓令第10条の拒絶査定若しくは出願無効の処分を受けた場合において当該処分が確定したとき又は出願を取り下げた場合の通知を受けたとき又は訓令第16条の特許権の設定登録の通知を受けたとき、部隊等の長を通じて発明者へ通知する。

9 仕様書への明示

- (1) 契約の相手方による職務発明の実施の届出の明示

部隊等の長は、装備品等及び役務の調達に当たり、国有特許権等に該当する職務発明の国内における実施を伴うと考えられる場合は、当該装備品等及び役務の調達の仕様書等に契約の相手方から次に掲げる事項を契約担当官等を経て航空幕僚長（科学技術官気付）に届け出るよう明示するものとする。ただし、次号に定めるところにより明示した職務発明に係るものについては、届出は要しないものとする。

- ア 契約品名
- イ 契約番号
- ウ 仕様書番号
- エ 実施する職務発明の特許番号及び名称
- オ 当該装備品等の職務発明の実施部分

- (2) 職務発明に係るものであることの明示

部隊等の長は、装備品等及び役務の調達に当たり、当該装備品等が職務発明の登録後の国内における実施を伴うことが明らかな場合は、当該装備品等及び役務の仕様書等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- ア 実施する職務発明の特許番号及び名称
- イ 当該装備品等の職務発明の実施部分

10 部内実施装備品等の取得の報告

- (1) 部隊等の長は、算定通達第1項第2号に規定する手続のため、各年度において調達又は自隊製作により取得（以下「取得」という。）した部内実施装備品等がある場合、付紙様式第1により、翌年度の4月10日までに航空幕僚長（科学技術官気付）に報告するものとする（登録外報告）。この場合、当該報告に調達要求書の写し並びに職務発明の実施部分を表示した仕様書及び図面又はこれらに類するものを添付するものとする。
- (2) 部隊等の長は、前号の報告を変更する必要がある場合には、前号に準じてその都度航空幕僚長（科学技術官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

11 価格の算定

算定通達第1項第6号に規定する手続のため、航空幕僚長から付紙様式第2により、価格の算定を指示された部隊等の長は、各年度において取得した部内実施装備品等の職務発明の実施部分について、航空幕僚長がその都度示す方法等により価格の算定を行い、付紙様式第3により翌年度の6月20日までに航空幕僚長（科学技術官気付）に報告するものとする（登録外報告）。この場合、取得の事実を証明する書類（分任物品管理官の受入証書等）を添付するものとする。

12 出願公開前の公開

部隊等の長は、訓令第17条ただし書の規定に基づき、出願公開前に、発明者及び職務に関して発明の内容を知得した隊員以外に発明の内容を公開する必要がある場合は、航空幕僚長（科学技術官気付）に上申する。

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿
(科学技術官気付)

部隊等の長

部内実施装備品等の取得について（報告）（登録外報告）

標記について、下記のとおり取得したので報告する。

記

- 1 部内実施装備品等の名称
- 2 調達要求番号等
- 3 取得数量
- 4 取得期日
- 5 該当期間中の取得数量
- 6 職務発明の名称
- 7 特許番号
- 8 発明者の氏名
- 9 職務発明の実施部分
- 10 その他

添付書類：

配布区分：

発簡番号
発簡年月日

部隊等の長 殿

航空幕僚長

部内実施装備品等に係る価格の算定について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

記

- 1 部内実施装備品等の名称
- 2 調達要求番号等
- 3 取得数量
- 4 取得期日
- 5 該当期間中の取得（取得予定）数量
- 6 職務発明の実施状況
 - (1) 発明の名称、特許番号
 - (2) 実施部分
- 7 職務発明の実施部分の価格の算定方法

添付書類：

配布区分：

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
(科学技術官気付)

部隊等の長

部内実施装備品等に係る価格の算定について（報告）（登録外報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 部内実施装備品等の名称
- 2 調達要求番号等
- 3 該当期間中の取得数量
- 4 取得期日
- 5 職務発明の名称、特許番号
- 6 職務発明の実施部分の価格
- 7 価格算定内訳

添付書類：
配布区分：